

松前町障がい者優先調達推進方針

(趣旨)

第1条 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、松前町における障がい者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この方針において使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(適用範囲)

第3条 この方針の適用範囲は、町の全ての部署が発注する物品等の調達とする。

(障がい者就労)

第4条 物品等の調達の対象となる障がい者就労施設等は、次のとおりとする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障がい者総合支援法」という。）による次の事業所、施設等

ア 障がい者支援施設（生活介護、就労継続支援、就労移行支援を行うものに限る。）

イ 地域活動支援センター

ウ 生活介護事業所

エ 就労移行支援事業所

オ 就労継続支援事業所

(2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第18条第3項の規定による小規模作業所

(3) 障がい者を多数雇用している次の事業所

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障がい者雇用促進法」という。）第44条第1項の認定を受けた特例子会社の事業所

イ 次に掲げる要件を全て満たす重度障がい者多数雇用事業所

(ア) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成25年政令第22号）第1条第2号イの規定による障がい者数が5人以上

(イ) 障がい者数の割合が従業員の従業員の20%以上

(ウ) 障がい者数のうち障がい者雇用促進法第2条第3号の規定による重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上

(4) 在宅就業障がい者等

ア 障がい者雇用促進法第74条の2第3項第1号に規定する在宅就業障がい者

イ 障がい者雇用促進法第74条の3第1項に規定する在宅就業支援団体

(調達の対象品目)

第5条 調達を推進する物品等の品目は、次のとおりとする。

(1) 物品は次の区分に応じ、当該各区分に掲げるものをいう。

ア 食品類（弁当、パン、菓子類等）

イ 印刷製品（名刺、ちらし、はがき、封筒、パンフレット等）

ウ 農作物等（野菜、果物、苗類等）

エ その他障がい者就労施設等が提供可能な物品

(2) 役務は次の区分に応じ、当該各区分に掲げるものをいう。

ア 軽作業（清掃、除草、剪定、消毒、シール貼り等）

イ クリーニング

ウ その他障がい者就労施設等が提供可能な役務

（調達推進のための具体策）

第6条 障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、予算の適正な執行に配慮した上で、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号の規定による随意契約を積極的に活用するものとする。

2 町が主催する各種行事等において啓発用物品、記念品、弁当等を準備する場合は、積極的に障がい者就労施設等から物品等を調達するよう検討するものとする。

3 関係機関又は関係団体が主催する各種行事等において啓発用物品、記念品、弁当等を準備する場合は、積極的に障がい者就労施設等から物品等を調達するよう検討するよう依頼するものとする。

4 町又は関係機関等は、障がい者就労施設等から物品等を調達する場合は、規格、仕様等を可能な限り明確化し、納期の設定及び発注方法等障がい者就労施設等の特性に配慮した発注に努めるものとする。

5 福祉担当課は、障がい者就労施設等から提供可能な物品等の情報を収集し、庁内及び関係機関等に周知するとともに、町が発注を希望する物品等についての情報を収集し、必要に応じて、障がい者就労施設等からの調達の推進に向けた調整を行う。

（公表）

第7条 法第9条第3項及び第5項の規定による公表は、町ホームページに掲載して行うものとする。

（調達目標）

第8条 当該年度における障がい者就労施設等から調達した物品等について、前年度の件数及び実績を上回ることを町における調達目標とする。

（調達方針の見直し）

第9条 町長は、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進に資するよう、必要に応じて調達方針の見直しを行うものとする。

附 則

この方針は、平成26年7月1日から施行する。